

# 和歌山県警察職員等ピアサポート実施規程の運用について（例規）

（制定：令和2年3月24日 厚第26号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

和歌山県警察職員等ピアサポート実施規程（平成2年和歌山県警察本部訓令第9号）の運用上の留意事項について下記のとおり定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、「和歌山県警察職員等生活相談規程の運用について（例規）」（平成25年12月20日付け厚第44号）は廃止する。

## 記

### 第1 趣旨（第1条関係）

ピアサポートの対象となる「公私にわたる各種問題」には、各種事務処理等、業務の遂行行為そのものは含まれない。具体的には、次に掲げる事項が対象となる。

#### 1 職場関係

人間関係、勤務環境等に関すること。

#### 2 私的生活関係

家族、健康、子育て・介護、教育、異性、住宅、金銭等に関すること。

### 第2 ピアサポーターの指名（第5条関係）

所属長が、各執務室ごとにピアサポーターを置く必要がないと判断する例としては、複数の執務室が近接しているなど、ピアサポーターが平素から他の執務室で勤務している職員の様子を容易に確認することができる状況にある場合等とする。

### 第3 ピアサポート・コーディネーターの指名（第6条関係）

1 警察本部長は、警務部厚生課（以下「厚生課」という。）以外の所属に属する職員をピアサポート・コーディネーターに指名する場合は、厚生課長からの推薦に基づき指名するものとする。

2 所属長は、所属職員のうちピアサポート・コーディネーターに適任と認める者がある場合には、ピアサポート・コーディネーター推薦者名簿（別記様式）により厚生課長に推薦するものとする。

3 ピアサポート・コーディネーターは、ピアサポーターを兼務することができる。

### 第4 ピアサポーターの責務（第10条関係）

1 ピアサポーターは、ピアサポートに際し、職員等に対して制度について説明し、納得を得た上で行うものとする。

2 ピアサポートを行う場所は、職員等の要望に応じ、周囲の目を気にすることなく対応することができるような場所を選定すること。

3 ピアサポートに関する記録は、職員等の同意を得た場合を除き、その氏名、不安や悩みの内容等、職員等を特定する事項については記録しないこと。

4 「不健全な生活態度がみられる」とは、職員が、金銭問題、異性問題等の問題を抱えているために、堅実な生活態度が保持できておらず、組織的な対応を行うことが適切であると認められるものをいう。

5 「各種専門資格の取得や研修会への積極的な参加等」とは、ファイナンシャル・プランニング技能士、メンタルヘルス・マネジメント検定等の資格取得、部内のライフプランセミナー及びメンタルヘルス研修への参加等をいう。

第5 ピアサポート・コーディネーターの責務（第11条関係）

「各種専門資格の取得や研修会への積極的な参加等」とは、第4の5に規定する取組をいう。

第6 ピアサポート推進室長の責務（第12条関係）

1 全ての職員等が制度の趣旨を正しく理解し、安心して利用できるようにするため、制度の利用を理由とする不利益な取扱いの禁止、職員等の秘密の保持のほか、制度の利用促進のための周知を図ること。

なお、周知に当たっては、各種会議での説明、機関誌を利用した紹介、文書の配布等あらゆる方法を活用すること。

2 「必要な措置」とは、ピアサポーターを一定の日時・場所に集合させ、又は個別に行うピアサポート・コーディネーターによる研修のほか、専門的な知識・技能を習得したピアサポーターによる研修をいう。

3 ピアサポートは地道な活動であり、職員等の不安や悩みを傾聴するだけでも相当な負担を伴うことから、その労苦に報いるため、あらゆる機会を通じて積極的に賞揚を行い、ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターの士気と意識の高揚を図ること。

4 特に医療及び法律の分野については、職員等のニーズが高いと考えられることから、当該分野の部外相談員を確実に確保するとともに、その他の部外相談員についても確保するよう努めること。

第7 記録及び報告（第15条関係）

1 ピアサポート記録簿の作成に当たっては、記録によって相談者が特定できるおそれがある場合には、記録の一部を省略することができる。

2 年度内に取り扱ったピアサポート記録簿の提出期限は、翌年度の4月10日とする。

3 所属長によるピアサポート処理状況の報告は、翌年度の4月15日までにいうものとする。

(別記様式省略)